平成２３年（フ）第１７４７５号
東京都清瀬市旭が丘２丁目６－４－408
債務者　大堂　惠仙
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７６号
東京都府中市南町３丁目30　市営第十南町住宅103
債務者　石川　恭子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４８２号
千葉県船橋市松が丘３丁目55―16
債務者　高橋　浩美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４８８号
神奈川県川崎市高津区下作延１丁目３－１飯村ビル３Ｆ
債務者　河原さなえ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４８９号
東京都文京区千石４丁目３―17
債務者　橋本　　進
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４９９号
東京都中野区鷺宮４丁目３―14―201
債務者　越智　壯雄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０２号
埼玉県春日部市栄町３丁目138―207
債務者　田村　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０３号
埼玉県八潮市大字南川崎85―１―101
債務者　越戸　由紀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０４号
東京都板橋区徳丸２丁目７－８　ハイツヨシノ第一　101
債務者　清水　俊一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０８号
埼玉県川越市大字砂922―18―201
債務者　成田　誠二
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０９号
埼玉県川越市大字砂922―18―201
債務者　成田　ルイ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１１号
東京都国分寺市内藤１丁目９　都営国分寺内藤一丁目第３アパート　３―205
債務者　吉野　絹江
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１４号
千葉県市川市相之川１丁目10―28―202
債務者　山本　英也
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１５号
東京都東大和市桜が丘１丁目1429―３　東京ユニオンガーデンＡ―1005
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７５号
東京都東久留米市前沢１丁目７番５号グローリアス前沢405
債務者　相木由希絵（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９４号
東京都小平市栄町１丁目17番11―302号
債務者　久世　義明
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部